

対EU輸出水産食品の残留動物医薬品等のモニタリング実施要領 (熊本県)

平成15年9月30日制定
平成17年12月6日改訂
平成18年8月18日改訂
平成21年4月1日改訂
平成22年4月1日改訂
平成24年8月23日改訂
平成25年5月7日改訂
平成26年7月23日改訂

1 対象食品

養殖ハマチ(生産者:(株)ブリミー及び福吉魚類(株))
養殖カンパチ(〃)
養殖マダイ(〃)
養殖シマアジ(〃)
養殖マアジ(〃)
養殖クロマグロ(〃)

2 対象物質

計画に定めた次のグループの物質とする。

- (1) タンパク同化作用を持つ物質及び欧州域内での未承認物質
- (2) 動物用医薬品及び環境汚染物質
- (3) 我が国で使用が認められている動物用医薬品
- (4) 動物用医薬品以外の薬剤で使用される可能性のあるもの

3 検査機関

検査機関(本部)は、次の登録検査機関とする。

- (1) 一般財団法人日本食品分析センター
所在地 東京都渋谷区元代々木町52-1
電話 03-3469-7131 FAX 03-3469-7009
- (2) (株)再春館安心安全研究所
所在地 熊本市中央区帯山四丁目17番1号
電話 096-385-1222 FAX 096-385-1221

4 検体数

養殖場の年間生産量100トンにつき1検体以上から算出される検体数と、養殖ポイント(以下「養殖イケス」という。)の10%以上のポイントから1ポイント1検体ずつサンプリングするときの検体数のうち、いずれが多い方を

サンプリングする検体数とする。各検体数は本要領中の「対EU輸出魚類残留物質検査検体数算出表」により検体数を算出する。

5 検体採取

- (1) 検体採取は指名食品衛生監視員が行う。
- (2) 指名食品衛生監視員が無作為に抽出した養殖イケスから無作為に検体を採取する。検体採取の場所は、原則として養殖イケスとするが、養殖場イケスを特定できる場合は当該加工場で行うことができる。
- (3) サンプリングする養殖イケスの決定は次により行う。
 - ① (株)ブリミー（以下「加工者」という。）は製品の出荷計画について、事前に天草保健所の指名食品衛生監視員に報告するものとする。
 - ② 天草保健所の指名食品衛生監視員は報告された出荷計画の中から、無作為に出荷日を抽出し、その出荷日に水揚げする養殖イケスの内、「対EU輸出魚類残留物質検査用検体採取状況確認表」（別添様式5）中の養殖イケス番号の欄に未だ検体採取月日が記載されていない養殖イケスを当日の検体採取ポイントとする。
 - ③ 検体採取は原則として1検体1養殖イケスとし、②の方法により当該月の定められた検体数を確保する。ただし、当該月の対象養殖イケス数が少なく、必要な検体数が確保できない場合にあっては同一養殖イケスでの重複採取、あるいは当該年での重複採取も可とする。
 - ④ 養殖イケスの決定の後、当該出荷日に当該養殖イケスから検体である養殖魚をサンプリングする。サンプリング後、「対EU輸出魚類残留物質検査用検体採取状況確認表」（別添様式5）の該当する養殖ポイント番号の欄に日付と検査項目を記入する。
 - ⑤ 検体量は1尾（筋肉500g以上）とする。
 - ⑥ 採取日程及び検査項目については生産者（養殖業者）や加工者には事前に予告しない。

6 検体送付の方法

- (1) 検体は2重のポリエチレン袋に入れる。
- (2) 指名食品衛生監視員は、対EU輸出魚類残留物質検査記録（別添様式1）及び対EU輸出魚類残留物質検査検体一連番号簿（別添様式3）に必要事項を記入し、対EU輸出魚類残留物質検査記録書（別添様式1）に記載後、複写を2部取り、原本を2重のポリエチレン袋の間に入れる。

複写のうち、1部は天草保健所で保管し、もう1部は健康危機管理課に送付する。
- (3) 包装した検体は一連番号及び指名食品衛生監視員の署名の記載された封印シール（別添様式2）を用いて封印し、天草保健所において凍結保存する。
- (4) 凍結後、指名食品衛生監視員が指定分析機関に送付する。輸送については、凍結状態で輸送可能な能力を有する輸送業者等に依頼する。

7 試験方法
別表のとおり

8 措置

以下の場合にあっては、食品衛生法に基づき必要な措置を講ずるとともに、生産者及び加工者に対しその結果を通知し、当該物質の残留原因の究明及び残留防止対策について指導する。また、速やかにその旨を九州厚生局を經由して厚生労働省監視安全課に報告する。

その後も、当該生産者及び加工者に係る残留防止対策の実施状況を把握するとともに、当該生産者及び加工者から出荷される水産食品については、継続的にモニタリング検査を行い残留防止対策の有効性について確認する。

(1) 抗生物質、合成抗菌剤

モニタリング計画対象物質に定める物質以外の抗生物質及び合成抗菌剤について検出された場合及び前出の物質が食品衛生法に定める残留基準値を超えて検出された場合

(2) その他の物質

残留基準値又は暫定基準値を超えて検出された場合

9 モニタリング結果の報告

指名食品衛生監視員は、送付された検査結果の複写を2部取り、原本を天草保健所で保管し、複写のうち、1部は健康危機管理課に送付し、もう1部は加工者に送付する。

指名食品衛生監視員はモニタリング結果について暦年単位で年報を作成し、毎年12月末までに健康危機管理課に報告する。

健康危機管理課は毎年1月末までに地方厚生局を經由して厚生労働省食品安全部監視安全課に報告すること。

10 モニタリング計画

モニタリング計画は県が毎年策定する。

計画策定にあたっては未承認の動物用医薬品等の不正使用、動物用医薬品等の残留基準への適合状況、環境汚染物質による汚染状況などに関する実態調査を行う。

(様式1)

対EU輸出魚類残留物質検査記録

平成 年用

一連番号 _____

1 指名食品衛生監視員記入欄

施設の名称	採取日時 月 日 :
養殖イケス番号	採取魚種
採取場所	検体重量 (k g)
検査項目	
送付年月日 平成 年 月 日	送付手段
送付者署名	指名食品衛生監視員署名

2 検査機関記入欄

受付番号	受付年月日 平成 年 月 日
検体の状態	冷凍 ・ 冷蔵 ・ 解凍 ・ 腐敗 ・ その他 ()
シールの状態	良好 ・ 不良 ()
検体の受入	受理 ・ 廃棄
検体重量	
受付責任者署名	

検査結果

分析項目	結果	定量限界
備考 検査部位：筋肉		
検査責任者署名	平成 年 月 日	

(様式2)

封印シール
2.961cm × 13.3cm の剥がすと破れる材質

一連番号

熊本県指名食品衛生監視員署名

対EU輸出魚類残留物質検査検体一連番号簿

魚種：

検体一連番号	検体採取月日	養殖イケス番号	生産者名	検査項目

対EU輸出魚類残留物質検査検体数算出表

1 養殖場年間生産量からの検体数

施設名：

魚種	1尾重量(kg)	生産尾数(尾)	総生産量(t)	検体数(*1)

*：生産量は国内外向けの養殖場全体の数量（モジャコ用イケス10台を除く）。

2 養殖ポイントからの検体数

施設名：

魚種	イケスの数	総養殖ポイント数	ポイント数(*2)

*：養殖ポイントは国内外向けの養殖場全体の数量（モジャコ用イケス10台を含む）。

3 サンプルングを実施する検体数

施設名：

魚種	対象物質Ⅰ用(*3)	対象物質Ⅱ～Ⅳ用(*4)	検体数(*5)

(備考)

※1：年間生産量100tにつき、1検体以上と定められている検体数。

※2：全ての養殖ポイントの10%以上と定められているポイント数。

※3：総サンプリング数の1/3の検体数 ※4：総サンプリング数の2/3の検体数

※5：1と2から計算した検体数のうち、いずれが多い方を実施検体数とする。

対EU輸出魚類残留物質検査用検体採取状況確認表

魚種：

イケス番号	採取月日	イケス番号	採取月日	イケス番号	採取月日	イケス番号	採取月日

試験方法

検査項目	検査方法
1 ニトロフラン類代謝物 (1) ニトロフラゾン (2) 1-アミノヒダントイン(AHD) (3) 3-アミノ2-オキサゾリンドン(AOZ) (4) 3-アミノ5-モノフォリノメチル2-オキサゾリドン(AMOZ)	(1)平成16年12月15日付け食安輸発第1215001号別添の準用による。 (2)平成16年12月15日付け食安輸発第1215001号別添の準用による。 (3)平成16年12月15日付け食安輸発第1215001号別添の準用による。 (4)平成16年12月15日付け食安輸発第1215001号別添の準用による。
2 クロラムフェニコール	平成17年1月12日付け食安監発第0112002号別添「クロラムフェニコール試験法」による。
3 エステル類 (1) ジエチルステルベストロール	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」(一部変法)による。
4 ステロイド (1) デキサメサゾン	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」(一部変法)による。
5 抗生物質 (1) アンピシリン (2) オキシテトラサイクリン (3) エリスロマイシン (4) リンコマイシン	(1)昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」の準用による。 (2)平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験方法について」による。 (3)平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験方法について」による。 (4)平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験方法について」による。
6 合成抗菌剤 (1) スルファモノメトキシン	(1)平成5年4月1日付け衛乳第79号中の「畜水産食品中の残留合成抗菌剤の一斉分析法(改定法)」又は、平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験方法について」による。

<p>(2) スルフィソゾール</p> <p>(3) チアンフェニコール</p>	<p>(2) 平成5年4月1日付け衛乳第79号中の「畜水産食品中の残留合成抗菌剤の一斉分析法（改定法）」 又は、平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験方法について」による。</p> <p>(3) 平成5年4月1日付け衛乳第79号中の「畜水産食品中の残留合成抗菌剤の一斉分析法（改定法）」 又は、平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験方法について」による。</p>
<p>7 駆虫剤</p> <p>(1) プラジクアンテル</p>	<p>平成17年1月24日付け食安発第0124001号 「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験方法について」による。</p>
<p>8 ハロゲン化合物</p> <p>(1) PCB</p> <p>(2) アルドリン及びディルドリン</p> <p>(3) DDT</p> <p>(4) ヘプタクロール 及びヘプタクロールエポキシド</p> <p>(5) クロルデン類</p>	<p>(1) 日本薬学会編「衛生試験法・注解」により実施する。</p> <p>(2) 平成17年1月24日付け食安発第0124001号 「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験方法について」による。</p> <p>(3) 平成17年1月24日付け食安発第0124001号 「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験方法について」による。</p> <p>(4) 平成17年1月24日付け食安発第0124001号 「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験方法について」による。</p> <p>(5) 平成17年1月24日付け食安発第0124001号 「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験方法について」による。</p>
<p>9 重金属</p> <p>(1) ヒ素</p> <p>(2) クロム</p> <p>(3) ニッケル</p> <p>(4) 銀</p>	<p>(1) 日本薬学会編「衛生試験法・注解」による。</p> <p>(2) 日本薬学会編「衛生試験法・注解」による。</p> <p>(3) 日本薬学会編「衛生試験法・注解」による。</p> <p>(4) 日本薬学会編「衛生試験法・注解」による。</p>
<p>11 マイコトキシン</p> <p>(1) アフラトキシン</p>	<p>平成14年3月26日付け食安監発第0326001号「カビ毒（アフラトキシン）を含有する食品の取り扱いについて」の準用による。</p>

12 マラカイトグリーン及びロイコマラカイトグリーン	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」により実施する。
13 ホルムアルデヒド	平成9年2月5日衛乳第44号「養殖トラフグ等のホルムアルデヒド残留実態調査に係る分析方法について」により実施する